

平成 16 年 1 月 28 日  
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第12号

## 「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い(案)」の公表

### コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成 14 年改正商法において、委員会等設置会社では利益処分として取締役又は執行役に金銭の分配をすることができないとされたことや業績に連動するような役員報酬が定められたことを契機に、役員賞与の会計処理を検討してまいりました。この結果、早急に考え方を示すべきであるという実務上の要請に対応して、現段階で確認できる範囲の結論を当面の取扱いとする標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が、平成 16 年 1 月 27 日の第 49 回企業会計基準委員会で承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものであります。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 16 年 2 月 23 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

役員賞与の会計処理については、今後、引き続き当委員会において検討する予定であります。

記

電子メール：bonus@asb.or.jp

FAX：03-5561-9624

お問い合わせ先：03-5561-8449

## **本公開草案の概要**

本公開草案は、役員賞与の会計処理に関し、現段階で結論が得られたものを当面の取扱いとして示したものである。なお、本公開草案では、いわゆる役員退職慰労金や、いわゆるストック・オプションを含む金銭以外の支給については取り扱っていない。

### **■ 個別財務諸表における取扱い**

- 役員賞与は、発生時に費用として会計処理することが適当であると考えられる。ただし、当面の間、これまでの慣行に従い、費用処理しないことも認められる。この場合には、利益処分により、株主総会決議時又は支給時に未処分利益の減少として会計処理される。
- なお、役員報酬は、その支出に基づいて発生した期間の費用として計上されるので、委員会等設置会社における役員への支給や監査役（会）設置会社における業績連動型報酬について、当期の職務に係るものは、次期に支給が行われる場合でも当期の費用として未払役員報酬等に計上されることとなる。

### **■ 連結財務諸表における取扱い**

- 連結財務諸表における役員賞与の会計処理は、個別財務諸表における会計処理に準ずる。したがって、個別財務諸表上、発生時に費用として会計処理された場合には、連結財務諸表においても発生時に費用として会計処理され、利益処分として未処分利益を直接減少させた場合には、利益剰余金の減少として会計処理されることとなる。

### **■ 中間財務諸表及び中間連結財務諸表における取扱い**

- 中間財務諸表及び中間連結財務諸表における役員賞与の会計処理は、原則として、個別財務諸表における会計処理に準ずる。
- ただし、役員賞与を費用処理しており、当該金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため中間期において合理的に見積ることが困難な場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、費用処理しないことができる。

### **■ 適用時期**

- 公表日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表及び連結財務諸表又は中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表から適用する。

**(参考) 役員賞与の会計処理と株主総会招集通知(議決権の行使についての参考書類を含む。)の記載例**

以下は、本公開草案に直接示されているものではなく、また、今後の検討対象となるものも含まれておりますが、コメント募集の参考に資するため、簡潔な記載例を示したものです。

[前提条件]

利益配当を50円とする。また、役員賞与を10円とし、これが費用処理されていない場合の当期末処分利益は100円とする。なお、利益準備金は、資本準備金の額とあわせて資本金の4分の1に達していないため、最低必要額(利益処分量の10分の1)を繰り入れるものとする。

1. 役員賞与を利益処分により、未処分利益の減少として会計処理する場合(これまでの慣行による場合)

第〇号議案 第×2期利益処分案承認の件

利益処分案は、添付書類××に記載のとおりであります。(以下、省略)

(利益処分案例)

当期末処分利益	100 円
これを次のとおり処分いたします。	
利益準備金	6
配当金	50
役員賞与金	10
次期繰越利益	<u>34</u>

2. 役員賞与を発生時の費用として処理し、当該支給額を株主総会決議案とする場合(役員賞与を費用として処理するが、これまでの利益処分による役員賞与と同様に、当期末後の株主総会において役員の職務に関連する支給額を決議しようとする場合(本公開草案 I. 1 また書き参照))

第〇号議案 第×2期利益処分案承認の件

利益処分案は、添付書類××に記載のとおりであります。(以下、省略)

(利益処分案例)

当期末処分利益	90 円
これを次のとおり処分いたします。	
利益準備金	5
配当金	50
次期繰越利益	<u>35</u>

第〇号議案 役員賞与の支給

当期業績の功労に報いるため、期末時の取締役△名に対し、役員賞与10円を支給したいと存じます。

以上